

議案第13号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり
制定する。

平成28年3月2日提出

日野町長 景山 享弘

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

行政不服審査法の改正に伴い必要な改正を行う。

2 改正内容

(1) 日野町情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正

- ・日野町情報公開条例及び日野町個人情報保護条例で有識者からなる審査会に諮問する手続等が定められており、重ねて行政不服審査会への諮問は不要であるため、法の適用除外とするもの。
- ・行政不服審査法による審査では、処分を行った行政庁が審理員に弁明書を提出することとされているので、本条例においても同様の手続きを定めるもの。

(2) 日野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正

- ・審査申出の際に記載する事項に審査申出人の居所及び処分の内容を加える。(第4条第2項)
- ・弁明書を審査申出人に例外なく送付することとした。(第6条第2項)
- ・反論書の提出があった場合は、町長にこれを送付する。(第6条第5項)
- ・行政不服審査法において審査の決定をした際の記載事項が明文で規定されたので同様にこれを追加する。(第11条)

(3) 日野町手数料徴収条例の一部改正

改正後の行政不服審査法では審理員に対し提出された資料を審査請求人等が交付を求めることができることとされた。その交付手数料について実費を徴収するものと定めた。

(4) 日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正

第3者機関への諮問などが義務付けられ標準処理期間を一律に定めることができないので、これを定めた項目を削除する。

(5) その他文言の修正及び整理を行う

3 附則

平成28年4月1日から施行

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(日野町情報公開条例の一部改正)

第1条 日野町情報公開条例(平成13年日野町条例第1号)を次のとおり改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)</u> 第17条の2 <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は適用しない</u></p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第18条 <u>公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する決定をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>決定で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る町政に関する情報の全部を公開することとする場合(当該行政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)</u></p> <p>2 <u>前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</u></p> | <p>(審査会への諮問)</p> <p>第18条 <u>公開決定等</u>について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による<u>不服申立て</u>があったときは、当該<u>不服申立て</u>に対する決定をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)</u>を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る公文書の全部を公開するとき。<u>ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>(2) 公開請求者(その者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>審査請求人</u>に係る<u>行政情報の公開</u>について反対意見書を提出した者(その者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第19条 第14条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 公開決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する決定</p> <p>(2) <u>審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。)</u>を変更し、当該審査請求に係る行政情報を公開する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> | <p>(2) 公開請求者(その者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る<u>公開決定等</u>について反対意見書を提出した者(その者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第19条 第14条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 公開決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する決定</p> <p>(2) <u>不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)</u></p> |
|---|--|

(日野町個人情報保護条例の一部を改正する条例)

第2条 日野町個人情報保護条例(平成13年日野町条例第2号)を次のとおり改正します。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(<u>審理員による審理手続に関する規定の適用除外</u>)</p> <p>第29条の2 <u>開示決定等、訂正等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第30条 <u>開示決定等若しくは第26条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、審査請</u></p> | <p>(審査会への諮問)</p> <p>第30条 <u>開示決定等又は第26条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、当該不服申立てが不適</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>求が不適法であり、却下する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による諮問は、<u>行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した者(その者が不服申立人及び参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第31条 第20条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する決定</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> | <p>法であり、却下する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した者(その者が不服申立人及び参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第31条 第20条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する決定</p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> |
|---|---|

(日野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 日野町固定資産評価審査委員会条例(昭和45年日野町条例第25号)を次のとおり改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> | <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> |

(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 審査の申出に係る処分の内容

(3) 略

(4) 略

(5) 略

3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4及び5 略

6 審査申出人は、代表若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(書面審理)

第6条 略

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

3 略

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなくてはならない。

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない

(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所

(2) 略

(3) 略

(4) 略

3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。

4及び5 略

(書面審理)

第6条 略

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

3 略

(決定書の作成)

第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。

| | |
|--|------------|
| <p>い。</p> <p><u>(1) 主文</u></p> <p><u>(2) 事案の概要</u></p> <p><u>(3) 審査申出人及び町長の主張の要旨</u></p> <p><u>(4) 理由</u></p> <p>2 略</p> | <p>2 略</p> |
|--|------------|

(日野町手数料徴収条例の一部改正)

第4条 日野町手数料徴収条例(平成12年日野町条例第2号)の一部を次のとおり改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------|----|-----|----|----|---|--|--|--------------------------|---|--|--|----------------------|--|---|--|--|--|--|--|----|----|----|---|--|--|--------------------------|---|--|---|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定及び他の法令の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>公簿等の閲覧(住民基本台帳の閲覧を除く。)手数料</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の規定に基づき書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付</td> <td>実費に相当する額を手数料として徴収する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> | | | 種類 | 単位 | 備考 | 略 | | | 公簿等の閲覧(住民基本台帳の閲覧を除く。)手数料 | 略 | | 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の規定に基づき書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 | 実費に相当する額を手数料として徴収する。 | | 略 | | | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>公簿等の閲覧(住民基本台帳の閲覧を除く。)手数料</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> | | | 種類 | 単位 | 備考 | 略 | | | 公簿等の閲覧(住民基本台帳の閲覧を除く。)手数料 | 略 | | 略 | | |
| 種類 | 単位 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公簿等の閲覧(住民基本台帳の閲覧を除く。)手数料 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の規定に基づき書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 | 実費に相当する額を手数料として徴収する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種類 | 単位 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公簿等の閲覧(住民基本台帳の閲覧を除く。)手数料 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第5条 日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和47年日野町条例第11号)を次のとおり改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(賦課に対する審査請求)</p> <p>第4条 第2条の規定により賦課金又は夫役現品の賦課を受けた者は、</p> | <p>(賦課に対する異議の申立て)</p> <p>第4条 第2条の規定により賦課金又は夫役現品の賦課を受けた者は、</p> |

| | |
|--|--|
| <p>その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から<u>3月</u>以内に町長に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> | <p>その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日から<u>15日</u>以内に町長に対して<u>異議を申し立て</u>ることができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による異議の申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後<u>30日以内</u>にこれを決定しなければならない。</p> |
|--|--|

(日野町営林道開設事業分担金条例の一部改正)

第6条 日野町営林道開設事業分担金条例(昭和52年日野町条例第9号)を次のとおり改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第4条 前条の規定により、分担金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に<u>不服</u>があるときは、その賦課を受けた日から<u>3月</u>以内に町長に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>2 略</p> | <p>第4条 前条の規定により、分担金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に<u>異議</u>があるときは、その賦課を受けた日から<u>30日</u>以内に町長に対して<u>異議を申し立て</u>ることができる。</p> <p>2 略</p> |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。